

船橋市監査委員告示第11号

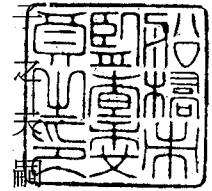
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成25年度から令和3年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和5年11月2日

船橋市監査委員

同  
同  
同

栗 林 紀  
齋 藤 弘  
浦 田 秀  
松 橋 浩



年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
14	財政課 自治振興課	61	指摘	【船橋市町会・自治会館設置費補助金、船橋市町会・自治会館維持管理費補助金、船橋市自治会連合協議会補助金、船橋市防犯灯設置費補助金、船橋市防犯灯維持管理費補助金、コミュニティ事業助成金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも関係書類の整備に関する規定を明記した方が補助事業者に対して周知徹底の面からも丁寧な対応であり、補助事業者にも関係書類の整備義務等を明確に認識できる効果が期待される。したがって、補助金交付要綱等にも関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記するよう、改正も含めて徹底されたい。	R3.10.28	船橋市自治会連合協議会補助金については、令和4年度に船橋市自治会連合協議会補助金交付要綱を改正し、関係書類の整備並びに保存年限に関する規定(補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後10年間)を明記した。(自治振興課)	左記のとおり措置済み。
35	財政課 高齢者福祉課	93	指摘	【民間老人福祉施設職員設置費補助金、老人福祉施設整備費等補助金、ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金、老人クラブ連合会補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記されたい。	R3.10.28	【ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金】 令和4年度に活動中の団体を訪問し、意見徴収したうえで、現在、事業の見直しについて検討を進めている。 (高齢者福祉課)	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金について、当初は令和5年4月の見直しを予定していたが、事業の在り方について再検討を行うこととなり、令和6年4月施行で要綱改正を予定しているため、その際に補助関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記する。 (高齢者福祉課)
47	財政課 地域福祉課	109	指摘	【船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金、安心登録カード事業補助金、避難行動要支援者見守り活動支援事業補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記されたい。	R3.10.28	安心登録カード事業補助金、避難行動要支援者見守り活動支援事業補助金については、令和5年4月1日付けで安心登録カード事業補助金交付要綱及び避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業補助金交付要綱を改正し、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を整備済み。(地域福祉課)	左記のとおり措置済み。
73	保育運営課 (旧:子ども政策課)	149	指摘	【船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金、船橋市民間保育所建物改修費等補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還手続が行われていない補助事業等については、早急に補助金に係る消費税額を確定した上で、報告及び返還等の厳格かつ適正な対応措置をとるよう徹底されたい。 なお、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、適正な返還相当額を計算した上で、補助金に係る消費税額の返還を命ずることが望まれるが、新たに返還相当額の計算ルールを整備することによる濫及的な不利益等を補助事業者に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、新たに整備する返還相当額の計算ルールに基づいて計算された要返還額と、補助事業者自らの見積もった要返還額との差額については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。	R3.10.28	返還対象事業者の選定及び返還額の見込みについて算定作業を行っている。	令和元年度以前の補助事業について、消費税仕入控除税額の報告が必要である補助事業者に対し報告を求め、返還が生じる場合には期限を定めて返還を求める方向で調整している。